

安全装備品の適正な管理に関する要領

消防局消防団室
平成14年12月25日制定
平成18年8月28日改正
平成18年10月12日改正
平成19年2月2日改正
平成22年8月1日改正
平成23年7月1日改正
平成24年8月1日改正
平成27年4月1日改正
令和7年3月21日改正

1 目的

安全装備品の活用による安全管理体制を確保するため、適正な管理と使用に関する要領を定める。

2 安全装備品の適正な管理について

(1) 消防団車庫等に、次のとおり安全装備品を配備する。

- ア 防火衣・防火帽 (各車両単位に4着)
- イ 安全誘導ライト (// 2個)
- ウ 夜光チョッキ (// 2着)
- エ 20mロープ (// 2本)
- オ 小綱(4m) (// 10本)
- カ カラビナ (// 10個)
- キ トランシーバー (// 4台)
- ク ヘッドライト (// 8個)
- ケ 救命ボート一式 (各車庫単位に1式)
- コ 救命胴衣 (各車庫配置人員分)
- サ 切創防止用保護衣 (各車両単位に1着)

(2) 個人に次のとおり安全装備品を貸与する。

- ア 警笛(1個)
- イ ケブラー手袋(1双)
- ウ 防塵メガネ(1個)

(3) 各消防団車庫で常置場所を定め、いつでも直ちに使用できるよう保管すること。

(4) 安全装備品については、各分団で毎月、機械器具・装備の「点検日」を定め、別紙「点検票」による点検を実施すること。

(5) 分団長は、毎月点検の結果、異常があれば直ちに各署警防課に報告すること。

3 使用要領(注意事項)について

各安全装備品の使用要領については、トランシーバーは広島市消防団トランシーバー運用要領を、救命ボートについては救命ボートの取り扱い要領を、それ以外については、分団指導員テキストに基づき使用すること。

附 則

- 1 この要領は、平成18年8月28日から施行する。
- 2 湯来地区における安全装備品の増強については、救命胴衣を除き防災基盤が整備されるまでの間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年10月12日から施行する。
- 2 救命胴衣の整備数は、平成18年10月1日現在の実員数とする。ただし、中消防団、東消防団、南消防団、西消防団にあっては、当分の間、実員数の半数とする。なお、実員数が、平成18年10月1

日現在の実員数を下回っても、救命胴衣の整備数は従前の数とし、上回った場合は、これを整備する。

別 表

区分	定数	団員数 (H18. 10. 1)	整備数
計	2,753	2,666	2,181
中	228	225	113
東	233	219	110
南	348	332	166
西	210	197	99
安佐南	394	380	380
安佐北	682	650	650
安芸	304	303	303
佐伯	354	360	360

附 則

- 1 この要領は、平成19年2月2日から施行する。
- 2 救命胴衣の整備数は、平成18年10月1日現在の実員数とする。なお、実員数が、平成18年10月1日現在の実員数を下回っても、救命胴衣の整備数は従前の数とし、上回った場合は、これを整備する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 救命胴衣の整備数は、条例定数により配備する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 救命ボートの整備数は、平成24年4月1日現在の各車庫数に対して1式とする。

別 表

区分	車庫数 (H24. 4. 1)	整備数
計	151	151
中	9	9
東	11	11
南	12	12
西	9	9
安佐南	22	22
安佐北	47	47
安芸	16	16
佐伯	25	25

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 防塵メガネの最大整備数は、条例定数とする。

別 表 (H27. 4. 1 現在の整備数)

区分	定数	団員数 (H27. 3. 1)	整備数
計	2,753	2,697	2,697
中	228	227	227

東	233	226	226
南	348	331	331
西	210	202	202
安佐南	394	399	399
安佐北	682	666	666
安芸	304	305	305
佐伯	354	341	341

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

安全装備品管理点検票

○ 分団 車庫に配備している安全装備品 (年 月 日)

品名	保管位置 (各車庫で記載)	配備基準	数量		状況 (異常の有無)	備考 (異常の状況)
			員数	現有		
防火衣		車両につき 4着			有・無	
防火帽		車両につき 4着			有・無	
安全誘導ライト		車両につき 2個			有・無	
夜光チョッキ		車両につき 2着			有・無	
20mロープ		車両につき 2本			有・無	
小綱 (4mロープ)		車両につき 10本			有・無	
カラビナ		車両につき 10個			有・無	
トランシーバー		車両につき 4台			有・無	
ヘッドライト		車両につき 8個			有・無	
救命ボート一式		車庫につき 1式			有・無	
救命胴衣		配置実員分			有・無	
切創防止用保護衣		車両につき 1着			有・無	

※ 毎月、機械器具・装備の「点検日」を定め、「点検票」による点検を実施し、異常があれば直ちに消防団事務局に報告すること。

救命ボート一式は、ボート（本体、エアフロア、フットポンプ、オール、腰掛板、キャリアバック、補修キット、アンカーロープ、取扱説明書）、浮環、フローティングロープ（20m×1本、30m×1本、50m×1本）、救命胴衣4着